

大分県報

令和七年
第六四五号
十月三日

（金曜日）

目次

告 示

大分県税条例の規定による県税の申告等の期限の指定	一
生活保護法等による指定医療機関の廃止	一
生活保護法等による指定医療機関の再開	二
生活保護法等による指定医療機関の所在地変更	二
生活保護法等による指定医療機関の名称変更	二
身体障害者福祉法による医師の指定	三
道路区域の変更	三

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………三

○ 告 示

大分県告示第三百八十八号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）第十二条第二項の規定により、令和六年二月一日付大分県告示第五十九号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は居所（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについて、その期限が令和六年一月一日から令和七年十月三十日までの間に到来するものにつ

いて、令和七年十月三十一日とする。

都道府県名

指定地域

石川県

輪島市
珠洲市
鳳珠郡穴水町
鳳珠郡能登町

令和七年十月三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和七年十月三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所 在 地	廃止年月日
寺尾こころクリニック	寺 尾 大	日田市元町一九―二四 A P E Xビル六 F	令 七 ・ 四 ・ 三 〇
有限会社朝倉薬局三和店	有限会社朝倉薬局	日田市大字三和字郡町三九―八	令 七 ・ 四 ・ 三 〇
有限会社朝倉薬局三本松店	有限会社朝倉薬局	日田市三本松一丁目二四二―九	令 七 ・ 四 ・ 三 〇
有限会社朝倉薬局上城内店	有限会社朝倉薬局	日田市上城内町三九七―七	令 七 ・ 四 ・ 三 〇
高田病院	医療法人玖寿会	玖珠郡玖珠町大字帆足二五九番地	令 七 ・ 四 ・ 三 〇

みやま薬局	株式会社淡水	玖珠郡玖珠町塚脇一七一―一	令七・四・三〇
横井医院	医療法人横井医院	中津市本耶馬溪町落合一〇二一	令六・二・二九
矢野医院	医療法人平成会	杵築市大田沓掛一三番地二	令七・五・三一
岩男病院	医療法人慈愛会	由布市湯布院町川上三〇五九番地一	令七・五・三一
くろーばー薬局	株式会社大一薬品	別府市北浜二一五―八	令七・六・三〇
セスナ荘園薬局	株式会社セスナ	別府市荘園町九組の一	令七・七・三一
広沢歯科医院	廣沢 辰美	中津市大貞三七一―三六二	令七・三・三一
大分県告示第三百九十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から再開の届出があった。 令和七年十月三日			
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎			
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	再開年月日
竹田市立こども診療所	竹田市長	竹田市大字玉来二番地六	令七・七・一
大分県告示第三百九十一号			
大分県告示第三百九十二号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があった。 令和七年十月三日			
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎			
医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーションひなた	国東市国東町浜崎二五三五番地三シーサイドコート浜崎二一〇二号室	国東市国東町富来浦一二三三番地	令六・四・一
訪問看護事業所わらく	別府市小倉四一三ガールデンヒルズ松本二二〇一	別府市小倉町三〇番五二一〇一ガールデンヒルズ松本二	令七・五・二
医療法人三光会なかつ訪問看護ステーション	中津市永添九三三一	中津市中央町一丁目三番五四号	令七・四・一
横井内科クリニック	別府市鶴見園町五組	別府市鶴見園町一番一	令七・一・一一
訪問看護ステーションだるま別府	別府市大字鶴見一組二	別府市天満町二一六YUAIビル四〇一	令六・一二・一

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
訪問看護ステーション みそら佐伯	訪問看護ステーション みそら大分	佐伯市内町二番二八号二階	令六・一一・一
前田歯科クリニック	Oral Medicine Clinic	中津市下池永一〇九番地四	令七・四・一
大分県告示第三百九十三号 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。 令和七年十月三日			
指定障害区分		医師氏名	勤務場所
心臓の機能障害		池田 昌隆	九州大学病院別府病院 別府市大字鶴見字鶴見原四五四番地
心臓の機能障害		中浦 宏幸	医療法人中浦循環器クリニック 佐伯市向島二丁目二一番一三三号
ぼうこう又は直腸の機能障害		元 貴彦	中津市立中津市民病院 中津市大字下池永一七三番地
肢体不自由		豊田 啓介	医療法人明徳会 佐藤第一病院 宇佐市大字法鏡寺七七番地一
大分県告示第三百九十四号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。			
指定障害区分		指定年月日	
心臓の機能障害		令七・九・一八	
心臓の機能障害		〃	
ぼうこう又は直腸の機能障害		〃	
肢体不自由		〃	
その関係図面は、令和七年十月三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和七年十月三日			
道路の種類及び路線名		区間	区域変更前後別
県道三重野津原線		豊後大野市大野町中原字下ノ田八四〇番一地从先から 豊後大野市大野町中原字鼓田八九六番一四まで	敷地の幅員 メートル
後		前	延長
四二・六 〽一〇・八		五四・二 〽一三・六	二九六・八 メートル
〃		二九六・八	〃
○選挙管理委員会告示			
大分県選挙管理委員会告示第三十八号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条の規定による令和七年九月二十七日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。 令和七年十月三日			
大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一			

一の数

一八、四五一人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二一五、三一六人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三一、二八三人
別府市	三〇、八三三人
中津市	二二、一三五人
日田市	一六、八七〇人
佐伯市	一八、四六九人
臼杵市	九、九九六人
津久見市	四、四二七人
竹田市	五、四六二人
豊後高田市	五、八九一人
杵築市	七、五〇五人
宇佐市	一四、四六三人
豊後大野市	九、二〇七人
由布市	九、二五二人
国東市・姫島村	七、七四六人
日出町	七、七一二
九重町・玖珠町	六、二六二人